

# 労基みえ

第203号 令和6年4月1日発行

発行人 一般社団法人三重労働基準協会連合会  
津市東丸之内33-1 津フェニックスビル7階

TEL (059) 227-1051  
FAX (059) 227-1739

URL <https://www.mierouki.or.jp>  
E-mail:roukimie@mierouki.or.jp



桜にメジロ（鈴鹿市）

## I 三重労働局行政運営の基本方針

### 第1 労働行政を取り巻く情勢

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少という構造的な課題に直面する中、成長と分配の好循環による、物価上昇を上回る持続的な賃上げの実現に向けて、三位一体の労働市場改革の推進や人材確保支援に取組むとともに、多様な働き方を支えるセーフティネットの構築や労働者の主体的なキャリア形成支援、男女ともに育児に関わることのできる環境の整備等に取組むことが重要である。

### 第2 現下の経済状況を踏まえた総合労働行政機関としての施策の推進

コロナ後の経済回復に対応した人手不足の克服、継続的な賃上げ、多様な働き方の実現による持続的な成長と分配の好循環を実現することが重要である。こうした状況に対応するため、三位一体の労働市場改革を進めるとともに、令和5年9月27日に策定した「年取の壁・支援強化パッケージ」や令和5年11月2日に成立した総合経済対策により、多様な人材の活躍促進や多様な働き方への支援のための施策を講じることとしている。

こうした施策の効果を上げるため、三重労働局においては、地方自治体、労使団体等との連携を密にし、地域の実情に応じた取組みを進め、地域における総合労働行政機関として、労働基準監督署及びハローワークと一体となって施策を推進する。

## II 三重労働局が推進する主な重点施策

### 1 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者の正規化促進、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

〈課題〉

最低賃金については、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、「公労使の三者の最低賃金審議会での毎年の最低賃金額についてしっかりと議論を行い、その積み重ねによって2030年代半ばまでに全国加重平均が1,500円となることを目指す。今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。」とされており、生産性向上に取組む中小企業へのきめ細かな支援等、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に一層取組むことが不可欠である。

また、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号。以下「パートタイム・有期雇用労働法」という。）及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に基づき、引き続き、雇用形態に関わらない公正な待遇（同一労働同一賃金）の確保に向けて、非正規雇用労働者の処遇改善や正社員化等を強力に推し進めていく必要がある。加えて、人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年取の壁」を意識せずに働くことができる環境づくりを支援する必要がある。

無期転換ルールについても、労使双方に対する認知度向上のため、制度の更なる周知が必要である。

〈取組〉

#### （1）最低賃金の引上げに向けた環境整備を図るための、事業場内最低賃金の引き上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援の強化

最低賃金の引上げには、特に中小企業・小規模事業者の生産性向上が不可欠であり、業務改善助成金により、業

務改善や生産性向上に係る企業のニーズに応え、賃金引上げを支援する。

また、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、政府一体となって取組みを進めることとされているところであり、労働局及び労働基準監督署（以下「監督署」という。）においても、最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備等の取組みを行う。

あわせて、企業が賃金引上げを検討する際の参考となる地域の賃金や企業の好取組事例等が分かる資料を提供し、企業の賃金引上げへの支援等を行う。

さらに、三重働き方改革推進支援センターによるワンストップ相談窓口において、生産性向上等に取組む事業者等に対して支援を行う。

## (2) 最低賃金制度の適切な運営

三重県下の経済動向及び実情を踏まえつつ、充実した審議が尽くせるよう三重地方最低賃金審議会の円滑な運営を図る。

また、改定された最低賃金額については、労使団体をはじめ、自治体の広報誌等を通じて効果的な周知を図るとともに、的確な監督指導を実施しその履行確保を図る。

## (3) 監督署と連携した同一労働同一賃金の遵守の徹底

監督署による定期監督等において、同一労働同一賃金に関する確認を行い、短時間労働者、有期雇用労働者又は派遣労働者の待遇等の状況について企業から情報提供を受けることにより効率的な報告徴収又は指導監督を行い、是正指導の実効性を高めるとともに、支援策の周知を行うことにより、企業の自主的な取組みを促すことで、同一労働同一賃金の遵守徹底を図る。

## (4) 無期転換ルール等の円滑な運用に向けた周知

労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づく労働条件の明示事項に無期転換申込機会と無期転換後の労働条件を追加する省令改正等をはじめとする、無期転換ルールの円滑な運用のための制度改正等について、周知啓発を図る。

## 2 安全で健康に働くことができる環境づくり

### 〈課題〉

誰もが安心して働くことができる良好な職場環境を実現するためには、最低基準である労働基準関係法令の履行確保が必要不可欠であり、そのため、労働局及び監督署は必要な権限行使を適正に行う必要がある。

こうした労働基準関係法令の履行確保に加え、労使の自主的な取組みを促すことや、労務管理体制が十分でない中小企業・小規模事業者等に対する丁寧な相談・支援を行っていることが必要である。

また、令和6年度より、医師、建設事業、自動車運転の業務等これまで時間外労働の上限規制の適用が猶予されていた業種等（以下「適用猶予事業・業務」という。）についても上限規制が適用される。加えて、自動車運転の業務については改正後の「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）も適用される。

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するための監督指導を実施する一方、適用猶予事業・業務については個々の事業場のみでは長時間労働の抑制が困難な課題が見られ、例えば医師については、地域の救急医療体制の確保など、医療の質の確保との両立に配慮する必要がある。建設事業や自動車運転者については、短い工期の設定や、荷物の積み卸しの際の長時間の待機等、取引慣行への対策が必要であることから、引き続き適用猶予事業・業務に対しては、時間外労働の上限規制や改正改善基準告示等の更なる理解のため、事業者、労働者、国民等に対する周知・広報等を強力に推進するとともに、丁寧な相談・支援を行っていくことが必要である。

さらに、労働者一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現のため、第14次労働災害防止計画の目標達成に向け、事業者が自発的に安全衛生対策に取組むための意識啓発や、労働者の作業行動に起因する労働災害、高齢労働者等の労働災害及び業種別の労働災害防止対策を推進するとともに、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や労働者の健康確保対策及び化学物質等による健康障害防止対策等にも取組む必要がある。

労災保険給付の状況については、過労死等事案に係る労災請求件数が増加傾向にあることも踏まえ、被災労働者の迅速な保護を図るために迅速かつ公正な事務処理に努める必要がある。

### 〈取組〉

#### (1) 長時間労働の抑制

##### ① 長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底等

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行

われた事業場に対する監督指導を引き続き実施する。

また、過労死等の防止のための対策については、過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）並びに同法に基づき定めた「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和3年7月30日閣議決定）により、労働行政機関等における対策とともに、民間団体の活動に対する支援等の対策を効果的に推進する。

#### ② 中小企業・小規模事業者等に対する支援

三重働き方改革推進支援センターによるワンストップ相談窓口において、相談対応やコンサルティング、セミナーの実施等に加え、業種別団体等に対する支援を実施する等、きめ細かな支援を行う。また、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して助成（働き方改革推進支援助成金）を行うとともに、働き方・休み方改善ポータルサイトを通じた企業の改善策の提供と好事例の紹介、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行う。

全ての監督署に編成した「労働時間改善指導・援助チーム」のうち「労働時間相談・支援班」において、説明会の開催や中小規模の事業場への個別訪問により、改正労働基準法等の周知、時間外・休日労働協定の作成方法の教示等きめ細やかな相談・支援等を引き続き実施する。

#### ③ 時間外労働の上限規制適用猶予事業・業種への労働時間短縮に向けた支援

建設業、自動車運転者に係る時間外労働の上限規制適用については、施主や荷主といった取引関係者、ひいては国民全体の理解を得ていくことが重要であり、引き続き、適用猶予事業・業務の時間外労働の上限規制特設サイト「はたらきかたススめ」を通じて、必要な周知を図る。

また、トラック運転者については、引き続き、関係省庁とも連携しながら、労働局に編成した「荷主特別対策チーム」において、発着荷主等に対して、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないこと等についての監督署による要請と、その改善に向けた労働局による働きかけを行うとともに、賃金水準の向上に向けて、賃金の原資となる適正な運賃（標準的な運賃）を支払うことについて周知を図る。さらに、改正後の改善基準告示について引き続き丁寧に周知を図る。

医師については、医療機関の勤務環境改善に向けた取組みを支援するため、三重県医療勤務環境改善支援センターによる相談対応、助言を引き続き行うとともに、生産性向上を図りながら労働時間短縮に取り組む事業主に対し、三重働き方改革推進支援センターにおいて、相談対応、コンサルティング、セミナーの実施等支援を行う。

#### ④ 長時間労働につながる取引環境の見直し

大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策に基づき、関係省庁と連携を図りつつ、その防止に努める。

働き方改革の推進に向けた中小企業における労働条件の確保・改善のため、監督指導の結果、下請中小企業等の労働基準関係法令違反の背景に、親事業者等の下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）等の違反が疑われる場合には、中小企業庁、公正取引委員会及び国土交通省に確実に通報する。

## (2) 労働条件の確保・改善対策

### ① 法定労働条件の確保等

県内の実情を踏まえつつ、事業場における基本的労働条件の枠組み及び管理体制の確立を図らせ、これを定着させることが重要であり、令和6年4月からの労働条件明示のルールの変更等労働基準関係法令の周知、遵守の徹底を図るとともに、重大・悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処する。

さらに、労働条件に関する悩みの解消に役立つポータルサイト「確かめよう労働条件」の活用を促進するとともに、高校生・大学生等に対する労働法教育に係るセミナー及び関係資料について周知を行う。

### ② 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

#### ア 外国人労働者

技能実習生等の外国人労働者については、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対して重点的に監督指導等を実施し、特に、技能実習生に対する労働搾取目的の人身取引が疑われる事案については、外国人技能実習機構との合同監督・調査や関係機関との連携を着実に実施する。その結果、重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められる事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処する。

また、出入国在留管理機関及び外国人技能実習機構との相互通報制度を確実に運用する。

#### イ 自動車運転者

自動車運転者については、違法な長時間労働等が疑われる事業場に対し的確に監督指導を実施するなどの対応を行う。また、三重運輸支局と連携し、相互通報制度を確実に運用するとともに、協議の上、合同監督・監査を行う。

#### ウ 障害者である労働者

障害者虐待防止の観点も含め、障害者である労働者の法定労働条件の履行確保を図るため、関係機関との連携を

深め、積極的な情報の共有を行うとともに、障害者である労働者を使用する事業主に対する啓発・指導等を通じ、問題事案の発生防止及び早期是正を図る。

### (3) 第14次労働災害防止計画を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

令和5年度からスタートした「三重労働局第14次労働災害防止計画」に基づき事業者、労働者、労働局、災害防止団体等の関係者が一体となって「令和6年 死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動」等の労働災害防止対策を総合的かつ計画的に推進する。

#### ① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発等

事業主に対して様々な機会を通じて、安全衛生対策に取り組む必要性や意義、安全衛生対策に取り組むことが経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることについて周知啓発を図る。

さらに、発注者等において安全衛生の確保を妨げるおそれのある条件を付さないことや安全衛生対策経費の確保の必要性について周知啓発を図る。

#### ② 業種別の労働災害防止対策

##### ア 製造業

機械災害の防止のため、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」及び「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づき、製造時及び使用時のリスクアセスメント（以下「RA」という。）並びに残留リスクの情報提供の確実な実施を促進する。

##### イ 建設業

墜落・転落災害防止のため、改正労働安全衛生規則に基づき、一側足場の使用範囲の明確化、足場の点検を行う際の点検者の指名等について周知徹底を図る。また、改正された「手すり先行工法に関するガイドライン」、「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」等の関係ガイドラインについて周知・指導を行う等、引き続き、建設工事における労働災害防止対策の促進を図る。

##### ウ 道路貨物運送事業

貨物自動車における荷役作業での労働災害を防止するため、改正労働安全衛生規則に基づき、最大積載量2トン以上の貨物自動車に係る荷の積卸し作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用や、テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育の実施等について周知徹底を図る。また、荷主等も含め、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知を図り、取組みを促進する。

##### エ 小売業、社会福祉施設

小売業や介護施設を中心に増加傾向にある「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、職場における労働者の作業行動を起因とする労働災害（以下「行動災害」という。）防止のため、管内のリーディングカンパニー等を構成員とする協議会の適切な運営や企業における自主的な安全衛生活動の導入を支援する取組等により、安全衛生に対する機運の醸成を図る。

#### ③ 災害別の労働災害防止対策等

##### ア 墜落・転落災害

建設業、道路貨物運送事業を中心に多発している「墜落・転落」について、墜落により危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置及び墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用の徹底等業種別対策と併せて取組みを推進する。

##### イ 行動災害

業種横断的に発生している行動災害について、業種別対策と併せて取組みを推進する。

##### ウ 機械災害

製造業を中心に発生している機械による「はさまれ・巻き込まれ」、「切れ・こすれ」について、業種別対策と併せて取組みを推進する。

##### エ 高年齢労働者、外国人労働者

高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）の周知を図る。

また、技能実習生をはじめとする外国人労働者が容易に理解できる労働安全衛生に関する視聴覚教材等の周知等により、外国人労働者の労働災害防止対策を推進する。

##### オ 個人事業者等

請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることを事業者義務付ける改正省令等について、引き続き指導及び周知啓発を図る。

#### ④ 労働者の健康確保対策

##### ア メンタルヘルス対策及び過重労働対策等

医師による面接指導やストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策等の労働者の健康確保の取組みが各事業場で適切に実施されるよう、引き続き指導等を行う。

##### イ 産業保健活動の推進

中小企業・小規模事業者の産業保健活動を支援するため、三重産業保健総合支援センターが行う産業保健活動の支援等について、利用勧奨を行う。

加えて、治療と仕事の両立支援に関する取組みの促進のため、ガイドライン等の周知啓発を行うとともに、当局に設置した「地域両立支援推進チーム」における取組みを計画的に推進し、地域の両立支援に係る効果的な連携と一層の促進を図る。

##### ⑤ 化学物質等による健康障害防止対策

新たな化学物質規制に係る労働安全衛生関係法令の円滑な実施のため引き続き周知を図るとともに、SDS（安全データシート）等に基づくRA等及びその結果に基づくばく露低減措置、RA対象物健康診断等が適切に実施されるよう丁寧な指導を行う。

また、個人ばく露測定の円滑な導入に向け、補助金制度の活用を含めた周知を図る。

建築物等の解体・改修作業に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため、令和5年10月から建築物、船舶（鋼製のものに限る）に義務づけられた建築物石綿含有建材調査者講習等の修了者による調査の徹底、石綿事前調査結果報告システムによる事前調査結果等の報告や石綿除去等作業時におけるばく露防止措置の徹底、及びリフォーム等も含む解体等工事の発注者への制度の周知を図る。

#### (4) 労災保険給付の迅速かつ公正な処理

##### ① 過労死等事案に係る迅速かつ公正な労災認定

社会的関心が高い過労死等事案をはじめとする複雑困難事案について、引き続き、認定基準等に基づく、迅速かつ公正な事務処理を推進する。

##### ② 請求人等への懇切・丁寧な対応

労災保険の窓口業務については、相談者等に対する丁寧な説明や請求人に対する処理状況の連絡等を徹底する。

### 事業主の皆様へ

## 賃金引き上げを検討される際には、賃金引き上げ特設ページをご利用ください！

特設ページには賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、参考となる情報を掲載しています。

また、賃金引き上げに向けた各種支援策となる生産性向上や業務効率化のための各種助成金等に関する情報も掲載しています。



## 「委託状況届」の提出をお願いします！

家内労働（いわゆる内職）の仕事を委託している方は、家内労働法に基づき、毎年4月1日現在における状況を『委託状況届』（家内労働法様式第2号）に記入して4月30日までに三重労働局長へ提出して下さい。

問合せ先：三重労働局賃金室（電話059-226-2108）

厚生労働省 国土交通省

2024年 4月から

暮らしを支える 建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師の

働き方が変わるって ホント? 時間外労働上限規制の 詳細は特設サイトへ

詳しくは、適用猶予業種の時間外労働の 上限規制特設サイト「はたらきかたススム」へ

### 2024年4月から労働条件明示のルールが変更されます

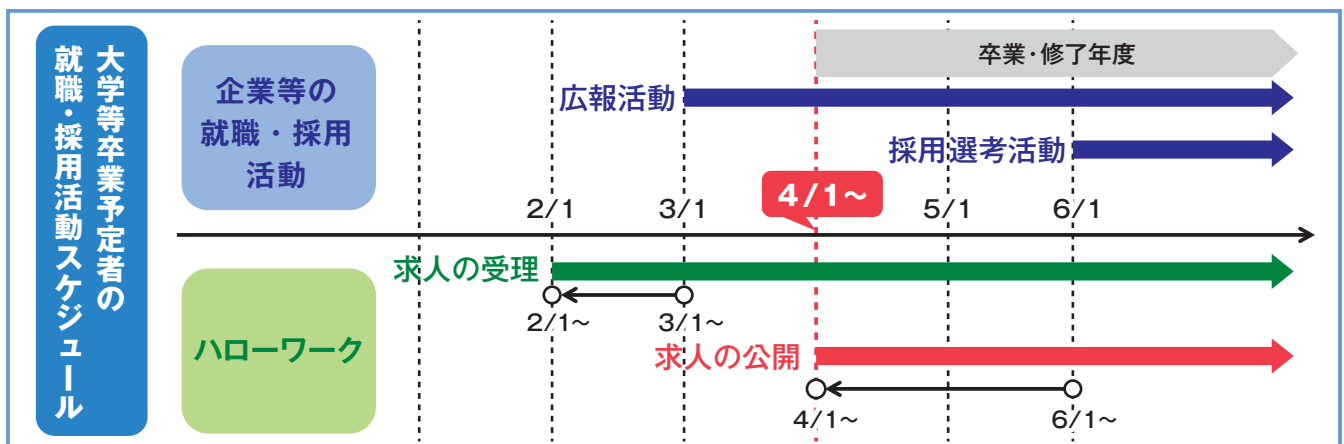
労働契約の締結・更新のタイミングの 労働条件明示事項が追加されます

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期労働契約の 締結時と更新時	2. 更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容 併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者にあらかじめ説明することが必要になります。
無期転換ルール※に基づく 無期転換申込権が発生する 契約の更新時	3. 無期転換申込機会 4. 無期転換後の労働条件 併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※同一の利用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えると、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。

大学等卒業予定者の採用をお考えの事業主の皆さまハローワークからのお知らせです。

令和6年度の大学等卒業予定者を対象とした求人公開日は4月1日からです!



求人公開の時期を早めることで、学生の皆様は十分な業界研究を行うことが可能となるほか、企業の皆様も学生への広報活動を有効に行うことが可能となりますので、ぜひご活用ください。なお、求人公開後であっても、5月31日以前に採用選考活動（ハローワークインターネットサービス経由で応募（オンライン自主応募）を含む。）を行うことのないようご注意ください。

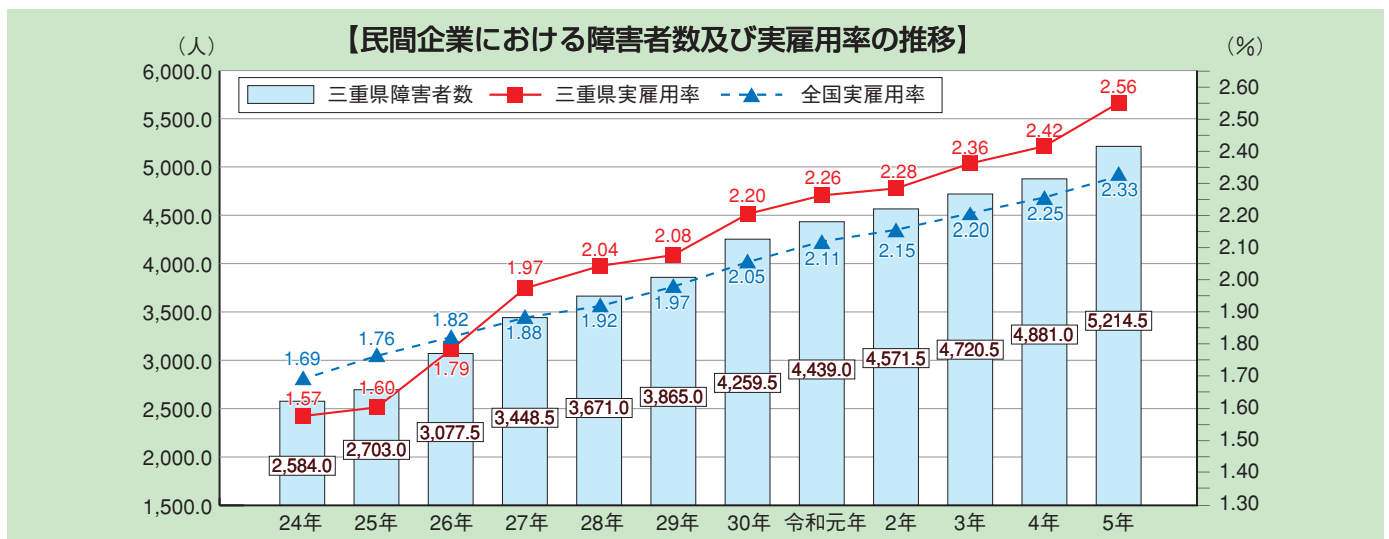
お問い合わせ先：三重労働局 訓練課 TEL059-261-2941

# 三重県内企業の障害者の雇用状況

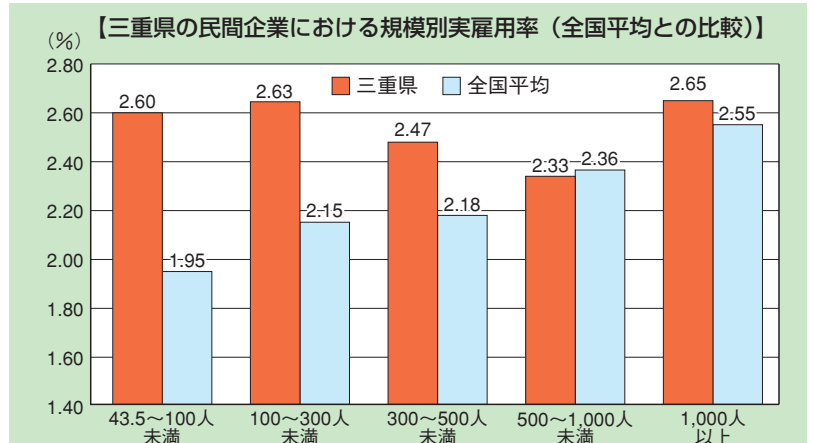
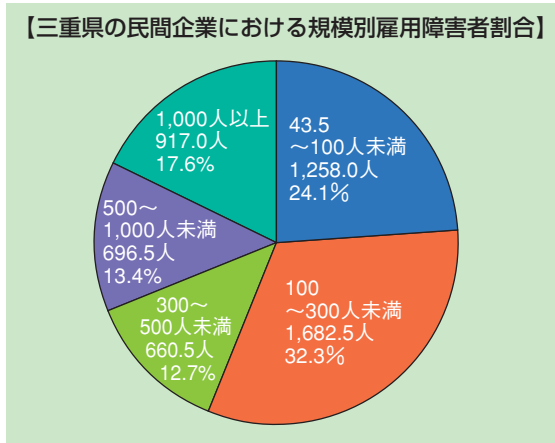
障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.3%、令和6年4月以降は2.5%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、令和5年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主1,309社の状況をまとめたものです。

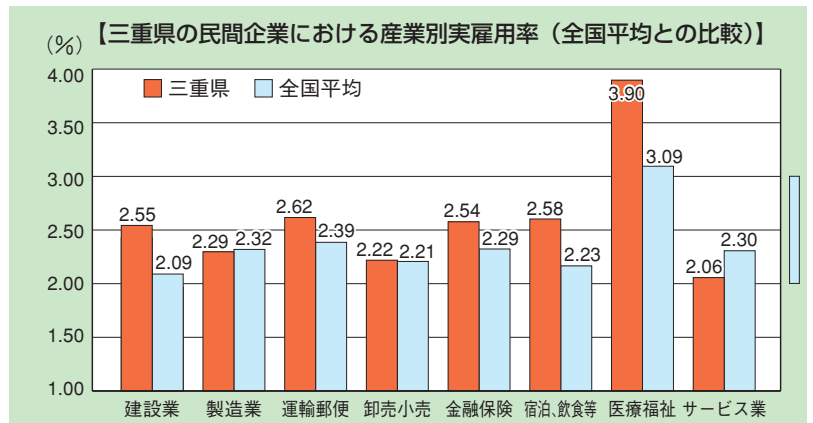
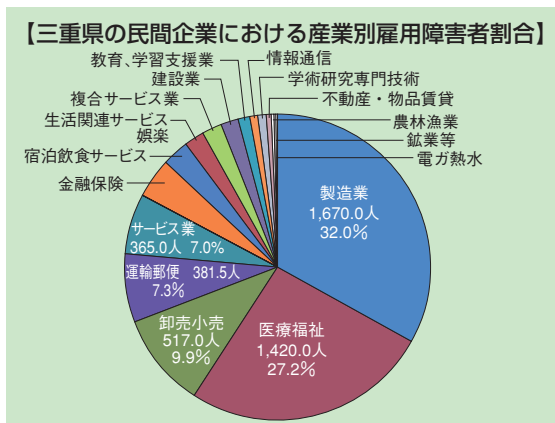
- 三重県内の民間企業における障害者雇用率2.56%（全国平均：2.33%）
- 法定雇用率達成企業の割合は61.9%（全国平均：50.1%）
- ・雇用者のうち、身体障害者は2,786.5人（対前年比1.8%増）、知的障害者は1,194.0人（同4.6%増）、精神障害者は1,234.0人（同23.1%増）とすべての種別で増加した。



## ○企業規模別の状況



## ○産業別の状況



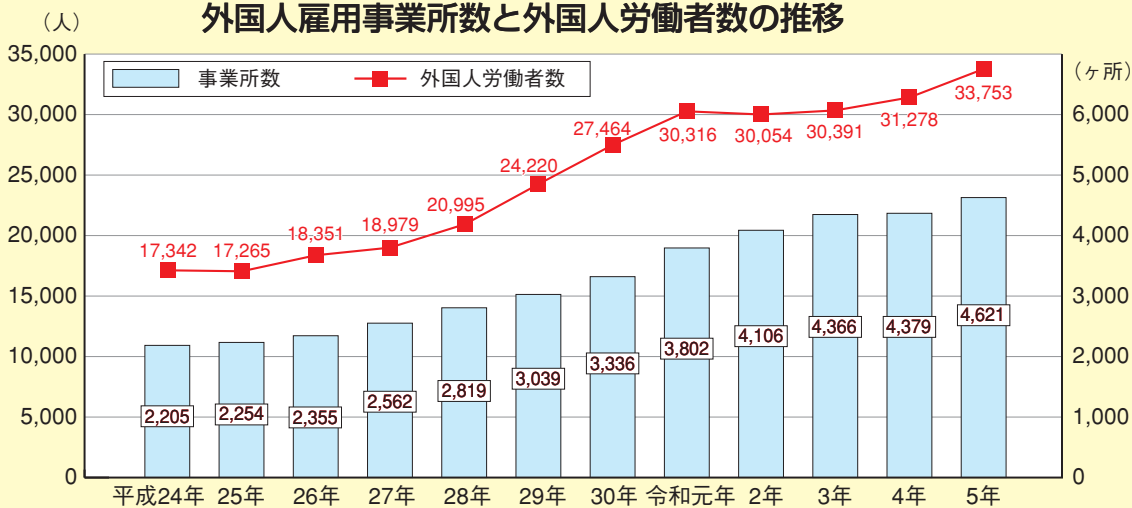
# 「外国人雇用状況」届出状況

「労働施策総合推進法」では、外国人労働者の雇入れ又は、離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格等をハローワークに届け出ることを義務付けています。

令和5年10月末現在の状況は、以下の通りです。

○外国人労働者数は、33,753人（前年同期比2,475人増加）、外国人を雇用している事業所は、4,621カ所（前年同期比242カ所増加）で、平成19年10月1日からの届出義務化以降、共に最高となっています。

外国人雇用事業所数と外国人労働者数の推移



**年次有給休暇** を  
上手に活用し  
働き方・休み方  
を見直しましょう



春の連続休暇には、  
ココロとカラダ、リフレッシュ。

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

 厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

## 事業主の皆様へ

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。三重労働局雇用環境・均等室 (TEL059-226-2110) にお問い合わせください。

年次有給休暇取得促進特設サイトURL <https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>



## 労働保険年度更新のお知らせ

令和6年度の労働保険年度更新の申告納付の  
手続は **6月3日から7月10日** までです。

### <年度更新に関するお知らせ>

労働保険年度更新申告書は、5月末日頃に郵送される予定です。

申告書の提出は、来庁していただくことなく、可能な限り「郵送」・「電子申請」にて提出していただくよう、ご協力をお願いします。

なお、申告書の受付・相談は、県下労働基準監督署（雇用保険料のみの申告書は除く）、三重労働局労働保険徴収室において、**6月3日から7月10日**まで行っておりますので、申告書の作成等、不明なところがあれば電話で照会をお願いします。

また、申告書の提出は、納付する保険料がある場合、金融機関でも可能です。

### 令和6年度の労災保険率等が変更されます。

- 労災保険料率が全54業種中、引下げが17業種、引上げが3業種改定されます。（同時に第1種特別加入保険料率も改定となります。）
- 一人親方などの特別加入に係る第2種特別加入保険料率が改定されます。
- 請負による建設の事業に係る労務費率（請負金額に対する賃金総額の割合）が改定されます。

※詳しくは、三重労働局のホームページをご覧ください。

なお、雇用保険率の変更はありません。

令和6年能登半島地震による被災事業場に係る労働保険料の取り扱いについて、指定地域（富山県、石川県）に所在する事業場の事業主のみなさまについては、令和6年1月1日以降に行う労働保険料・一般拠出金の申請、納付についての期限が延長されます。詳しくは三重労働局労働保険徴収室までお問合せ下さい。

### <便利な手続き>

年度更新手続きを含む労働保険関係の各種手続きについて、会社や自宅のパソコンで**電子申請**を行うことができます。電子申請を行うことで、労働局・監督署・安定所の窓口に行く必要がなくなり、移動費用や人件費などのコストの削減につながります。詳しくは厚生労働省及び三重労働局のホームページをご覧ください。

労働保険料等の納付について**口座振替**がご利用いただけます。口座振替の申込みは、「厚生労働省ホームページから申込用紙をダウンロード又は労働局・労働基準監督署で入手して、口座振替を行う金融機関の窓口へ提出」といった簡単な手続きで行うことができます。

問合せ先：三重労働局総務部労働保険徴収室（TEL059-226-2100）

## 三重県内の労働災害発生状況

	死亡者数			休業4日以上死傷者数			
	令和4年	令和5年	対前年比	令和4年	令和5年	対前年比	
	3月8日速報			2月末			
全産業	8	11	+3	2,270	2,289	+19	+0.8%
製造業	1	2	+1	591	597	+6	+1.0%
鉱業	0	0	±0	2	3	+1	+50.0%
建設業	5	2	-3	285	257	-28	-9.8%
運輸業	0	2	+2	290	293	+3	+1.0%
林業	0	1	+1	25	25	±0	±0%
商業	0	1	+1	424	405	-19	-4.5%
保健衛生業	0	0	±0	274	281	+7	+2.6%
その他の産業	2	3	+1	379	428	+49	+12.9%

製造業内訳	死亡者数			休業4日以上死傷者数			
	令和4年	令和5年	対前年比	令和4年	令和5年	対前年比	
	3月8日速報			2月末			
食料品	0	1	+1	138	149	+11	+7.9%
木材・木製品	0	0	±0	19	25	+6	+31.6%
化学工業	1	0	-1	72	53	-19	-26.4%
窯業土石製品	0	0	±0	34	47	+13	+38.2%
金属製品	0	1	+1	93	81	-12	-12.9%
一般機械	0	0	±0	54	50	-4	-7.4%
電気機械器具	0	0	±0	33	37	+4	+12.1%
輸送用機械	0	0	±0	48	54	+6	+12.5%
その他の製造業	0	0	±0	100	101	+1	+1.0%

資料出所：三重労働局「死亡災害速報」及び「労働者死傷病報告」（新型コロナウイルス感染者を除く）

## 令和6年 死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進大会の開催

日時：令和6年7月2日(火) 13時00分～

場所：三重県総合文化センター 文化会館 小ホール(入場無料)

内容：行動災害等労働災害防止に関する実演、講演など

～みんなで防ごう 熱中症～

## STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

準備期間：4月1日～4月30日

取組期間：5月1日～9月30日

## 第83回 全国産業安全衛生大会 2024 in 広島

変わる時代に 変わらぬ誓い 安全・健康・平和な未来

開催期間 令和6年11月13日水～15日金

会場 広島県立総合体育館、広島国際会議場ほか

6月上旬受付開始予定です。

\*詳細が決まりましたら  
ホームページ等でお知らせします。

同時開催 緑十字展2024 広島県立広島産業会館

主催 中央労働災害防止協会

## 連合会活動日誌

(令和6年1月～3月)

### ◆1月10日 内宮において令和6年安全祈願祭・新春賀詞交換会を開催

伊勢神宮(内宮)において、新年恒例の安全祈願祭・新春賀詞交換会を開催しました。安全祈願祭は、連合会長、地区協会会長、連合会理事・監事・防災団体ほか、地区協会の会員を含め200名ほど参列し、県内事業場の安全を祈願しました。

### ◆2月8日 三重県産業医研修連絡協議会に出席

令和5年度第2回協議会が開催され、令和6年度の事業計画等について協議しました。

### ◆3月18日 安全衛生部会、22日 総務部会を開催

令和5年度事業の進捗状況、予算の執行状況等について説

明し、令和6年度事業計画等について意見をお聞きしました。

### ◆3月21日 労働福祉部会を開催

令和5年度事業の進捗状況、令和6年度の事業計画等について意見をお聞きしました。また、三重労働局から労働基準部長をお招きし、令和6年度の労働基準行政の動向・重点等についてご説明・ご指導を頂きました。

### ◆3月27日 令和5年度第4回通常理事会を開催

令和5年度事業の進捗状況、予算の執行状況等について報告、説明を行うとともに、令和6年度の事業計画及び予算、令和6年度定時総会等を議題に開催しました。

## 連合会からのお知らせ

### 「令和6年度安全衛生セミナー(衛生管理者の集い)」開催のお知らせ

事業場における安全衛生管理の向上を目的とした安全衛生セミナー（衛生管理者の集い）を開催致します。

日 時：令和6年4月25日（木） 13：00～17：00

場 所：津フェニックスビル6階講習会場（津市東丸之内33番1号）

内 容：・三重労働局第14次労働災害防止計画と令和6年度行政運営方針（三重労働局）

・（講演）新しい化学物質管理のポイント（労働安全衛生コンサルタント）

・（特別講演）ヒューマンエラーによる労働災害防止（中災防安全衛生エキスパート）

お問合せ先：一般社団法人三重労働基準協会連合会

参加費は無料です。  
是非ともご参加下さい。

## 全基連三重県支部からのお知らせ

### 外国人技能実習制度に基づく養成講習のご案内

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会（全基連）三重県支部では、令和6年度においても、外国人技能実習制度に基づく養成講習を予定しています。実習実施者の皆さま方は、当支部の開催する養成講習を受講いただきますようご案内いたします。全基連ホームページからお申込みください。

講習名	実施月日	会場	受講料(消費税込・テキスト代込)
技能実習責任者講習	6月26日	津フェニックスビル6階講習会場(津)	13,200円
技能実習指導員講習	6月27日	津フェニックスビル6階講習会場(津)	12,100円
生活指導員講習	6月28日	津フェニックスビル6階講習会場(津)	11,000円

## 講習会(養成講習、特別教育、研修等)予定

種 別	実施月日	会 場	受講費用	
養成講習・特別教育・研修等	安全衛生推進者養成講習	7月17日～18日	津フェニックスビル6階講習会場	13,580円
	衛生推進者養成講習	6月20日	津フェニックスビル6階講習会場	9,400円
	産業用ロボット教示等業務特別教育	6月11日～12日	ホンダアクティブランド(鈴鹿)	13,030円
	産業用ロボット検査等業務特別教育	7月17日～19日	NDSソリューション(四日市)	34,700円
	化学物質管理者講習(製造)	6月4日～5日	津フェニックスビル6階講習会場	27,880円
	化学物質管理者講習(製造)	7月9日～10日	近鉄百貨店四日市店	27,880円
	化学物質管理者講習(取扱)	4月23日	ゆめぼりすセンター(伊賀市)	17,320円
	化学物質管理者講習(取扱)	5月14日	ヤマモリ体育館2階会議室(桑名)	17,320円
	化学物質管理者講習(取扱)	5月28日	ポリテクセンター伊勢	17,320円
	化学物質管理者講習(取扱)	6月18日	トラック協会尾鷲研修センター	17,320円
	化学物質管理者講習(取扱)	6月25日	ポリテクセンター伊勢	17,320円
	化学物質管理者講習(取扱)	7月16日	鈴鹿地域職業訓練センター	17,320円
	保護具着用管理責任者教育	4月24日	ゆめぼりすセンター(伊賀市)	17,650円
	保護具着用管理責任者教育	5月29日	ポリテクセンター伊勢	17,650円
	保護具着用管理責任者教育	6月14日	ヤマモリ体育館2階会議室(桑名)	17,650円
	保護具着用管理責任者教育	6月19日	トラック協会尾鷲研修センター	17,650円
	保護具着用管理責任者教育	6月26日	ポリテクセンター伊勢	17,650円
	マスクフィットテスト実施者養成研修	4月16日	津フェニックスビル6階講習会場	21,280円
	マスクフィットテスト実施者養成研修	7月3日	津フェニックスビル6階講習会場	21,280円
第1種衛生管理者免許試験受験準備講習	4月17日～19日	津フェニックスビル6階講習会場	19,740円	

# 令和6年4月～7月の講習会(技能講習)予定

当連合会ホームページから「インターネット申込」が便利です。

種 別	実施月日	会 場	受講費用
プレス機械作業主任者技能講習	7月11日～12日	鈴鹿地域職業訓練センター	12,040円
乾燥設備作業主任者技能講習	7月25日～26日	鈴鹿地域職業訓練センター	12,150円
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	4月4日～5日	近鉄百貨店四日市店	13,030円
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	4月11日～12日	津フェニックスビル6階講習会場	13,030円
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	5月9日～10日	近鉄百貨店四日市店	13,030円
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	6月13日～14日	鈴鹿地域職業訓練センター	13,030円
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	6月27日～28日	近鉄百貨店四日市店	13,030円
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	7月11日～12日	津フェニックスビル6階講習会場	13,030円
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	7月25日～26日	津フェニックスビル6階講習会場	13,030円
有機溶剤作業主任者技能講習	4月9日～10日	津フェニックスビル6階講習会場	13,030円
有機溶剤作業主任者技能講習	5月7日～8日	近鉄百貨店四日市店	13,030円
有機溶剤作業主任者技能講習	5月28日～29日	津フェニックスビル6階講習会場	13,030円
有機溶剤作業主任者技能講習	6月25日～26日	近鉄百貨店四日市店	13,030円
有機溶剤作業主任者技能講習	7月30日～31日	鈴鹿地域職業訓練センター	13,030円
石綿作業主任者技能講習	4月23日～24日	近鉄百貨店四日市店	12,480円
石綿作業主任者技能講習	6月11日～12日	津フェニックスビル6階講習会場	12,480円
石綿作業主任者技能講習	7月4日～5日	鈴鹿地域職業訓練センター	12,480円
石綿作業主任者技能講習	7月23日～24日	近鉄百貨店四日市店	12,480円
建築物石綿含有建材調査者	5月21日～22日	津フェニックスビル6階講習会場	48,780円
建築物石綿含有建材調査者	6月6日～7日	鈴鹿地域職業訓練センター	48,780円
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	4月17日～19日	北勢自動車協会(四日市)	17,760円
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	5月22日～24日	北勢自動車協会(四日市)	17,760円
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	6月19日～21日	北勢自動車協会(四日市)	17,760円
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	7月17日～19日	北勢自動車協会(四日市)	17,760円
ガス溶接技能講習	4月13日～14日	鈴鹿地域職業訓練センター	14,130円
ガス溶接技能講習	5月25日～26日	ポリテクセンター三重(四日市)	14,130円
ガス溶接技能講習	6月22日～23日	ポリテクセンター三重(四日市)	14,130円
高所作業車運転技能講習	5月14日～15日 16日・17日	津フェニックスビル6階講習会場 中部電力中勢配電訓練所(美里)	免除なし 44,500円 1号免除 38,010円 2号免除 40,100円

- 原則として、講習予定日の2か月前の月の初営業日から、当連合会のホームページに募集案内、申込書等をアップ(ダウンロード可能)し、申込みを受け付けます。なお、募集開始以降は、ご要望によりFAXによる案内・申込書の送付もいたします。
- 申込みについては、当連合会ホームページからインターネットやFAXによりお申し込みください。  
一部の講習会の募集について、受付開始後すぐに満席により受付終了する場合があります。  
(FAX申込の方)  
入金前に電話にて受付状況を確認願います。受付開始直後は回線が混み合います。送信完了後、しばらく経ってからご連絡ください。  
(Web申込の方)  
自動送信の「講習申込仮予約確認」メール受信を確認のうえ、入金ください。  
※受付前及び満席後の入金は返金対応となりますのでご注意ください。受付できない場合は、当連合会より順次ご連絡いたします。
- 受講費用は消費税・テキスト代を含んでいますが、消費税・テキスト代が変更された場合には改定することがありますのでご注意ください。
- 県内の各地区労働基準協会の会員事業場と一般事業場(非会員)で一部の受講料が異なります。また、会員事業場は、テキスト代を補助しています。上記受講料は会員事業場向けとなっています。一般事業場(非会員)は、連合会のホームページで受講費用をご確認ください。
- 養成講習、特別教育等については前頁に記載。**